

2019年8月

シャクリーファミリーの皆さまへ

日本シャクリー株式会社
代表取締役 執行役員社長
高杉 茂男

消費税増税に伴う価格改定のお知らせ
(2019年10月1日以降の出荷分について)

平素は格別のご愛顧をいただき、心より厚く御礼申し上げます。

ご高承の通り、2019年10月1日より消費税の税率が8%から10%に引上げられ、一部の対象品目においては軽減税率が適用されます。これに伴い、日本シャクリーでは以下の通り、増税に対応した価格改定を行いますのでお知らせいたします。

1. 増税対象となる製品の価格改定について

シャクリー製品で増税の対象となるのは、パーソナルケア製品、ホームケア製品およびセールスエイドです。これらは、現在の8%に2%分を加算して、「10%消費税込み価格」を新価格といたします。新価格の算出は、 $\text{現価格} \div 108 \times 110$ とし、10円未満は四捨五入します。参考小売価格、会員(SN)価格、BVのいずれも同様に変更いたします。

2. 軽減税率の対象となる製品について

対象品目は「飲食料品(酒類、外食サービス等を除く)、および飲食料品の輸入などの取引など」で、税率は8%です。シャクリー製品では栄養補給食品がこれに該当しますので、参考小売価格、会員(SN)価格の変更はありません。但し、BVは役務の対価に関するものとして増税対象となるため、2%分を加算し設定します。算出方法は増税対象製品と同様です。

なお、新価格およびBVの適用は2019年10月1日(火)の出荷分からとなります。

新価格に改訂した「製品価格表/製品コード:9292」は、9月1日よりセールスエイドとしてお取り寄せが可能となります。その他印刷物の改訂を含め、価格変更に関連する詳細の情報については、シャクリー公式サイトおよび会員サイト MyShaklee 等でお知らせしてまいります。

また、価格改定に関するご質問、お問合せは、お客様相談室(フリーコール 0120-992-170/9:00~19:00 土日祝日を除く)で承ります。

皆さまには引き続きご高配を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。